

平成31年度 法学部法律学科「専攻の変更」について

(対象：平成20年度以降入学者のみ)

法学部法律学科内における専攻の変更については、各専攻につき欠員がある場合に限り、下記の手続・選考を経たうえで、許可することがあります。

専攻の変更については、専攻を変更するだけのやむを得ざる事由または専攻を変更するに足る十分な理由があり、かつ、変更先の専攻において卒業したいという強い意思を持っていることが必要です。「専攻の変更」は、希望すれば当然に認められるというようなものではなく、選考を経た上で、変更が適当と認められる場合にのみ許可されるものですので、その点注意してください。

専攻の変更を行うと、カリキュラム上不利益になる事項があります。その他、専攻の変更の詳細および選考についての留意事項等に関しては、下記の説明会で説明します。専攻の変更を考えている方は、必ず出席するようにしてください。

〔日 程〕

1. 願書配布 2018年(平成30)年12月6日(木)より
 2. 説明会 2019年(平成31)年1月9日(水)午後12時30分～ 於 3304教室
 3. 出願期間 2019年(平成31)年1月9日(水)～2月5日(火)
 4. 選考日 2019年(平成31)年3月1日(金)午前10時より
 5. 判定教授会 2019年(平成31)年3月12日(火)
 6. 発表 2019年(平成31)年3月13日(水)正午
 7. 手続期間 2019年(平成31)年3月13日(水)正午～3月15日(金)16:00まで
- ※必ず要項でも確認すること

〔出願資格〕

法学部法律学科平成20年度以降入学者

〔専攻の変更を許可する学年〕

	2年次	3年次	4年次
法律専攻へ	○	○	○
法律専門職専攻へ	○	○	×
政治専攻へ	○	○	×

※「専攻の変更」後に適用されるカリキュラムは入学年度に基づきます。変更を希望する先の専攻のカリキュラムについては入学年度の「履修要綱」をよく読んでください。

〔選考方法〕

「面接」(当該年度末までの修学状況を参考にする)

〔その他〕

一度、専攻を変更した場合において、再度の専攻の変更は認めない。